

庄原市病児病後児保育施設 わらべ保育室 利用案内

わらべ保育室は病気やけがなどのお子さんを一時的にお預かりする病児病後児保育施設です。
利用には事前登録(登録は無料)が必要となりますので、ご利用をお考えの場合はご利用前に登録をお願いします。

利用できる児童

市内に居住する生後6ヶ月から小学6年生までの児童で、市が指定した医療機関(庄原こどもクリニックまたは庄原赤十字病院(小児科))の診察により対象疾患であると診断され、わらべ保育室の利用が可能であると判断された児童です。

(市外の方の利用)

令和8年4月1日より、広島広域都市圏に居住する方も利用することが可能となりました。

※広島広域都市圏

【広島県】 広島市・呉市・竹原市・三原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・三次市・江田島市
安芸太田町・北広島町・府中町・海田町・熊野町・坂町・大崎上島町・世羅町

【山口県】 岩国市・柳井市・和木町・周防大島町・上関町・田布施町・平生町

【島根県】 邑南町・飯南町・川本町

対象となる病気等

- (1) 感冒(かぜ)、消化不良症等で日常等罹患する疾患
- (2) 喘息等の慢性疾患
- (3) 水痘(みずぼうそう)、風疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、インフルエンザ等の感染性疾患
- (4) 骨折等の外傷性疾患

などの病気やケガです。

ただし、以下の症状のように全身状態が著しく悪く、入院加療が必要と思える状態の場合や感染力の強い麻疹(はしか)、新型コロナウイルス感染症など、医師の判断により受入困難とされたものは除きます。

- * 下痢・嘔吐がひどい
- * 脱水症状がある
- * 咳がひどく呼吸困難がある
- * 食欲がなく、ほとんど食べたり飲んだりできない

利用料

日額 2,000円（兄弟などで同時利用の場合、二人目以降は半額）

※課税状況により、無料、半額になります。市外の方は証明書類の提出が必要です。

○利用料金は、利用のあった月締めで後日、請求します。市役所から納入通知書を送付しますので、最寄りの金融機関でお支払いください。（県外の方はゆうちょ銀行でお支払いください）

○昼食、飲み物、おやつは持参してください。

利用日・時間など

○定員 4人

○開設日 月曜日から金曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

○開設時間 8時～18時

○連続利用 休所日を含む7日間を限度として連続利用ができます。

持参品

① お子さんの保険証・乳幼児医療費受給者証等（利用の初日のみ） ※コピー可

② 母子手帳（利用の初日のみ） ※健診・予防接種状況を把握します

③ 処方された薬・お薬手帳など薬の名前がわかるもの

④ 飲み物（お茶・イオン飲料など） ※脱水症を防ぐため多めにご準備下さい

⑤ 昼食（病状に合わせた子どもの好むもの）

⑥ おやつ2回分（午前・午後）

※食事が摂りにくい時は、昼食のほかにバナナ・ヨーグルト・ゼリーなど、お子さんが食べやすい食品をお持ちください

⑦ 粉ミルク・哺乳瓶（乳児のみ） ※粉ミルク等は一日の必要量より少し多めに

⑧ 箸・スプーン・フォークなど（普段使っているもの）

⑨ 歯ブラシ・コップ

⑩ 食事用エプロン・口拭き用ハンドタオル2枚 ※必要な方のみ

⑪ 着替え（服上下・肌着・下着とも 2～3組）

⑫ 紙オムツ（一日分やや多めに）・お尻拭き ※必要な方のみ

⑬ 手拭用タオル 1枚

⑭ 汚れ物入れ袋（2～3枚） ※レジ袋などをご利用下さい

⑮ お気に入りの本・おもちゃ ※必要な方のみ

※アレルギーなどで食事制限がある方は、ご相談ください。（複数児の受入による事故防止のため）

利用の流れ

1. 事前登録

利用を希望される場合は、毎年度、事前に利用登録をしてください。

⇒ 申請書提出先：児童福祉課・各支所担当室 または わらべ保育室

※登録期間は、登録した日の属する年度末までです。



2. 予約

利用希望日の前日までの開設時間中(8時～18時)、または当日の10時までに
わらべ保育室(TEL 0824-74-6770)へ電話し、予約をしてください。

※予約を受けた時点で定員を超える場合などは、利用をお断りする場合があります。



3. 受診

利用希望日の前日もしくは利用希望日に、庄原こどもクリニックまたは庄原赤十字病院(小児科)
で受診してください。

※診察結果によってはご利用できない場合があります。



利用をキャンセルする場合は必ず連絡ください。
特に利用当日のキャンセルは早急に連絡をお願いします。
開設(8時)前は留守番電話に入れてください。

4. 医師連絡票の受け取り

庄原こどもクリニックで「医師連絡票」を受け取り、わらべ保育室利用時に持参します。

※利用が連続する場合、2日目以降は不要です。



5. 利用申請・入室

わらべ保育室で利用申請書に必要事項を記入して入室します。入室時には、お子さんの状況などの聞き取りや、持参物の確認などで10分程度時間がかかります。



6. 利用料の支払い

利用の翌月、市から利用料金の請求をしますので、指定金融機関で支払ってください。

その他

- 利用予約後の利用中止や、緊急の事情によりやむを得ず入室時間や退室時間が遅くなる場合は、速やかにわらべ保育室に連絡してください。
- 利用の途中で、児童の体調の変化により連絡をする場合があります。緊急連絡先をわらべ保育室に正確にお伝えください。
- 児童の体調悪化による保育中止や、医療機関への受診等により保育しなくなった場合でも、利用料金の減額等になりません。
- 児童の症状が急変し、保護者と連絡が取れない場合であっても医療機関等を受診する場合があります、その際の医療費等は保護者の負担となることをご了承ください。
- 利用の状況または、児童の体調等によって、受入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

問い合わせ

- 庄原市 生活福祉部 児童福祉課

TEL 0824-73-0051

- 庄原市病児病後児保育施設 わらべ保育室（庄原市西本町二丁目12番9号）

TEL・FAX 0824-74-6770

- ※ 庄原こどもクリニック(わらべ保育室隣接)

TEL 0824-74-6810

〔休診日〕 日曜日、祝日、12月29日から1月3日

〔診療時間〕

月・火・木・金：9時～12時(受付時間は8時50分から11時40分まで)

15時～18時(受付時間は17時40分まで)

水・土：9時～12時(受付時間は8時50分から11時40分まで)

